四　障害児支援のための計画的な基盤整備

第一の四の基本的考え方を踏まえ、障害福祉計画に障害児支援の基盤整備に係る内容を作成するに当たっては、可能な限り一から三までに準じて行うものとする。障害児支援の種別ごとの必要量を見込むに当たっては別表第一の六の表を参考としつつ、可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

また、障害児支援の基盤整備の計画を設定するに当たっては、以下に掲げる事項について、特に配慮が必要である。

1　児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

児童発達支援センター（児童福祉法第七条第一項の児童発達支援センターをいう。）について、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る必要がある。特に、保育所等訪問支援（同法第六条の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）等の実施される体制を構築することが望ましい。

また、障害児入所施設（同法第七条第一項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備が望ましい。

2　子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要である。

3　教育との連携

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

4　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ることが必要である。

また、虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5　障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な方針の策定

障害児入所支援については、都道府県が実施者として必要な整備量の見込及びその確保のための方策を盛り込んだ方針を作成する必要がある。

また、障害児通所支援と障害児入所支援は障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

別表第一を次のように改める。

別表第一

一　福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成二十九年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十九年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう、支援件数の見込みを設定する。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十九年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
障害者トライアル雇用事業の開始	都道府県労働局は、障害保健福祉担当部局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十九年度において、障害者トライアル雇用事業（障害者に対し、試行雇用の経験がない事業主等に対し、障害者の適性及び業務遂行可能性に対する理解を深め、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的とする事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できる者数の見込みを設定する。
職場適応援助者による支援	都道府県労働局は、障害保健福祉担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する者の職場への適応を容易にするため、平成二十九年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援を受けることができるよう、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数の見込みを設定する。
障害者就業・生活支援センター事業による支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する全ての者について、福祉施設から一般就労に移行した者について、平成二十九年度において、就労移行支援事業者と連携し、就労定着支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）による支援を受けることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。
	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。
	都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成二十九年度において、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十九年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう、支援件数の見込みを設定する。
	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
	都道府県労働局は、障害保健福祉担当部局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十九年度において、障害者トライアル雇用事業（障害者に対し、試行雇用の経験がない事業主等に対し、障害者の適性及び業務遂行可能性に対する理解を深め、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的とする事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できる者数の見込みを設定する。
	都道府県の障害保健福祉担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する者の職場への適応を容易にするため、平成二十九年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援を受けることができるよう、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数の見込みを設定する。
	都道府県の障害保健福祉担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労へ移行する全ての者について、福祉施設から一般就労に移行した者について、平成二十九年度において、就労移行支援事業者と連携し、就労定着支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）による支援を受けることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。